

令和 6 年 2 月 3 日

最高裁判所 宛て

(ふりがな)

氏名又は名称 (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

なか てるお

仲 晃生

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

連絡先 (連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

〒

TEL

( )

司法行政文書の開示に関する苦情の申出書 (開示申出人用)

裁判所における司法行政文書の開示について、下記のとおり苦情の申出をします。

記

1 開示 (不開示) 通知書の内容

■ 別添開示 (不開示) 通知書写しのとおり

(※通知書写しを添付する場合は、(1)から(4)までの記載を省略することができます。)

(1) 通知書の日付	令和 5 年 12 月 7 日
(2) 裁判所名	最高 裁判所
(3) 開示を申し出た司法行政文書の名称	令和 5 年 (行ツ) 第 180 号及び令和 5 年 (行ヒ) 第 196 号事件において、主任裁判官が作成し各判事に回した文書 (主任メモなどと呼ばれる) 及び小法廷での審議の経緯が記載された文書全て。 上記事件の原審 (東京地裁平成 30 年 (行ウ) 第 93 号、第 98 号～第 104、東京高裁令和 3 年 (行コ) 第 26 号) について、最高裁が東京地裁及び東京高裁から受けた報告が記載された文書及び当該報告を受けて最高裁で作成された文書の全て。
(4) 判断の理由	裁判事務に関する文書であつて、仮に存在するとしても、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

2 苦情の申出の内容

■ 別紙のとおり

最高裁秘書第2895号

令和5年12月7日

仲 晃 生 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉

司法行政文書不開示通知書

11月7日付け（同月9日受付、第050258号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等  
別添司法行政文書開示申出書写し記載のとおり
- 2 開示しないこととした理由

司法行政文書開示手続の対象となる文書は、司法行政事務に関して作成し、又は取得した文書であるところ、1の文書は、裁判事務に関する文書であって、仮に存在するとしても、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）

令和 5 年 11 月 7 日

最高裁判所 御中

氏名又は名称 (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

仲 晃生

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)



連絡先 (連絡先が上記の本人以外の場合の連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

司法行政文書開示申出書

下記のとおり司法行政文書の開示を申し出ます。

記



1 司法行政文書の名称等

(文書が特定できるよう、文書の名称、あなたがお知りになりたい事項の概要等をできる限り具体的に記載してください。)  
令和5年(行ツ)第180号及び令和5年(行ヒ)第196号事件において、主任裁判官が作成し、各判事に回した文書(主任メモなどと呼ばれる)及び小法廷での審議の経緯が記載された文書全て。

上記事件の原審(東京地裁平成30年(行ウ)第93号、第98号~第104、東京高裁令和3年(行コ)第26号)について、最高裁が東京地裁及び東京高裁から受けた報告が記載された文書及び当該報告を受けて最高裁で作成された文書の全て。

2 求める開示の実施の方法

ア 閲覧

イ 謄写

ウ その他 ( )

## (別紙) 苦情の申出の内容

令和5年(行ツ)第180号及び令和5年(行ヒ)第196号事件において、主任裁判官が作成し各判事に回した文書(主任メモなどと呼ばれる)及び小法廷での審議の経緯が記載された文書全て。」(以下「文書①」といいます。)と「上記事件の原審(東京地裁平成30年(行ウ)第93号、第98号～第104、東京高裁令和3年(行コ)第26号)について、最高裁が東京地裁及び東京高裁から受けた報告が記載された文書の全て」(以下「文書②」といいます。)及び「当該報告を受けて最高裁で作成された文書の全て」(以下「文書③」といいます。)について、いずれも「裁判事務に関する文書であって、仮に存在するとしても、司法行政文書開示手続の対象とはならない。」として不開示とされました。

### 1 文書①について

文書①のうちいわゆる「主任メモ」については、最高裁判所小法廷が事件についての審議を始める際の基礎あるいは出発点となる文書ですから、事実を記録した事務的な記録や報告とは性質が異なります。これを裁判「事務」に関する文書であるから不開示とする説明は理解に苦しみます。

また、文書①は、事件記録の謄写請求(謄写部分は「調査官作成の調査報告書及び審議の進行や内容に関する調書等の訴訟記録の一切。(上告人が提出したもの及び被上告人が控訴審までに提出したものを除く。)」として請求しました。)をして謄写された記録に含まれていませんでした。

文書①は、巷間「三行半」判決と呼ばれるものの内容を事後的に確認し裁判の適正を実現していくうえで重要な資料です。国民のために仕える最高裁裁判官と書記官らが作成した文書でもあります。その開示の手続が設けられていないなどあり得ませんので、もし文書①が裁判事務に関する文書であるのであれば、その開示を実現する方法についてご教示いただけますと幸甚です。

### 2 文書②及び③について

公刊された文献によると、文書②は、口頭弁論期日ごとに作成されて裁判記録に綴じられるほか、書記官により最高裁判所に送付されるとのことです(『原発に挑んだ裁判官』181～186ページ)。

そもそもこのような報告文書は、事件を担当する裁判体が事件の審理や処理を行ううえでは不要なものです。どうしてこのような文書の作成を最高裁判所が求めているのかは不明ですが、何らかの司法行政のためであると考えられます。といいますのも、裁判事務とは、その呼称から素直に考えますと、裁判所が事件の審理や処理を行うための事務です。移審があった場合に移審先の裁判所へ宛てて作成される連絡書や報告書は裁判事務に関する文書といえるでしょうが、期日のたびに最高裁判所へ報告するために作成される文書は、裁判事務のた

めの文書ではなく、司法行政のための文書であると考えざるほかありません。

ここでちょっと想像してみました。このような報告を下級審裁判所にさせる目的はいったい何なのか。たとえばこんな目的が思い浮かびました。裁判官の人事権を握る最高裁判所事務総局が、ジョージ・オーウェルの『1984』の世界よろしく「BIG BROTHER IS WATCHING YOU」と下級審裁判官に自分たちの存在を常に意識させるとともに、万が一、下級審裁判官が最高裁判所事務総局の意向と異なる判決に進もうとするかのごとき兆候がみえたらその裁判官を適時に異動させて担当から外し、最高裁判所事務総局の望む司法判断を実現させつづけるという司法行政目的を達成する資料とするため、という目的です。もしこれが報告をさせる目的ならば、文書②及び③も司法行政文書となるはずです。

もし文書②及び③も裁判事務に関する文書なのでしたら、その開示を実現する方法についてもご教示いただけますと幸甚です。

### 3 まとめ

とにもかくにも文書①～③の開示を実現してくださいませよう、よろしくお願いたします。

以上